

## むつ市議会第194回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成19年12月13日(木曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

第1 議席の変更

第2 議会運営委員の選任

#### 【一般質問】

第3 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 16番 鎌田 ちよ子 議員

#### 【条例制定請求代表者が意見を述べる日時、場所及び人数の決定】

第4 議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例

#### 【議案質疑、委員会付託】

第5 議案第104号 工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

2番	澤	藤	一	雄	3番	高	田	正	俊
4番	目	時	睦	男	5番	新	谷	泰	造
6番	新	谷		功	7番	白	井	二	郎
8番	馬	場	重	利	9番	山	本	留	義
10番	千	賀	武	由	11番	菊	池	広	志
12番	富	岡		修	13番	佐々木		隆	徳
14番	野	呂	泰	喜	15番	岡	崎	健	吾
16番	鎌	田	ちよ	子	17番	工	藤	孝	夫
18番	横	垣	成	年	19番	富	岡	幸	夫
20番	斉	藤	孝	昭	21番	中	村	正	志
22番	浅	利	竹二	郎	24番	半	田	義	秋
26番	川	端	一	義	27番	山	崎	隆	一
28番	川	端	澄	男	29番	村	川	壽	司
30番	村	中	徹	也					

欠席議員（3人）

1番	川	下	八十	美	23番	佐々木			肇
25番	菊	池	一	郎					

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	副市長	田	頭		肇
収入役	田	中		實	教員	山	本	文	三
教育長	牧	野	正	藏	菅	杉	山	重	一
代表委員	菊	池	十	夫	選挙	佐々木		鉄	郎
農委	坂	本	正	一	総務部長	齋	藤		純
職員	西	堀	敏	夫	企画部長	阿	部		昇
総務	近	原	芳	栄	民生部長	佐	藤	吉	男
総務	佐	藤	節	雄	経済部長	佐	藤	純	一
企画									
保健									
福祉									

建設部長	成田豊	建設部	石田三男
教育部長	新谷加水	公企業局	小川照久
監査委員 長	遠藤雪夫	企画部長	千船藤四郎
企画部 副部長	奥島愼一	企画部 副部長	鈴木克郎
福祉部 長	鴨澤信幸	福祉部 副部長	吉田市夫
選挙管理 委員会 事務局長	大芦清重	農業委員 局	村川修司
川所内 舎所長	工藤昭治	大庁舎所 長	伴邦雄
脇野沢 舎所長	船澤桂逸	総務課 長	松尾秀一
総務部 副部長	吉田真	総務課 長	澁田剛

事務局職員出席者

事務局長	小島昭夫	次長	高田文明
総括主幹	工藤昌志	総括主幹	柳田明諭
庶務係長	金澤寿々子	庶務係 主任	濱村勝義
調査係 主査	石田隆司	議事係 主査	井戸向秀明

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

本日予定しておりました富岡修議員の一般質問については、12月12日に通告内容の全部を取り下げる旨の申し出がありました。議長において、これを許可しておりますので、ご了承願います。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## 日程第1 議席の変更

○議長（村中徹也） 日程第1 議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配布の議席図のとおり、議席の一部を変更したいと思います。

変更となる議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・  
別紙議席表）

○議長（村中徹也） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 議会運営委員の選任

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議会運営委員の選任を行います。

本件は、2名の欠員が生じたので、これを補充するため行うものであります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、目時睦男議員及び富岡幸夫議員を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました目時睦男議員及び富岡幸夫議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

## 日程第3 一般質問

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより鎌田ちよ子議員、横垣成年議員、川端一義議員、新谷泰造議員、工藤孝夫議員、富岡幸夫議員、澤藤一雄議員、浅利竹二郎議員の順となっております。

本日は、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

### 鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） 鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。16番鎌田ちよ子議員。

（16番 鎌田ちよ子議員登壇）

○16番（鎌田ちよ子） おはようございます。16番、公明党、鎌田ちよ子でございます。

初めに、この場をおかりいたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。先般9月30日に行われまして、市民の皆様が温かい励ましと力強いご支援で再び市政壇上に送っていただき、心より深く感謝とお礼を申し上げます。大変にありがとうございます。

本市の大きな変革の重要な時期に皆様の負託を受けた身といたしまして、市民の福祉向上と本市発展に全力で議会活動をしっかり積み重ねてまいり所存であります。

身を引き締め、通告に従い一般質問をいたします。市長並びに理事者の皆様の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1は、一般行政、むつ市の組織機構についてお伺いいたします。新市2代目の市長となられました宮下市長に多くの市民の皆様が大変期待をされておられます。

ところで、全国的な平成の大合併と言われ、本市も1市2町1村から成る新むつ市が船出して2年が経過いたしました。合併時点での決定事項で実際に執行し、不都合なところ、合併効果が出ないところなど、積極的に改善すべきときではないでしょうか。行政組織を見直し、効率よく業務を行っていただくことは、最少の経費で最大の効果を上げなければならないとされている自治体としての責務であります。

業務の効率化は、市民サービスに直結する重要

な懸案であり、組織を検討、構築することはどの世界におきましても大変重要なことです。職員一人一人がやる気と希望を持って働いていただける機構につくり上げていかなければなりません。

宮下市長は、市長就任あいさつにおきまして、むつ市を下北のむつ市から日本のむつ市へ変える、職員一人一人が市の事務事業が果たして市民のためになっていたかを点検評価し、課題、問題点を正確に認識し、真摯に、かつ積極的に改善改革することであり、この積み重ねにより職場が変わり、むつ市が変わり、やがて日本のむつ市になるということであると訓示されました。信頼される市役所、信頼される市政運営を果たし行くことが肝要であると考えます。

市役所の広報広聴機能強化のための秘書課と広報広聴課を統括する部と野生動物の対策室設置を考えられているようですが、本庁舎、分庁舎機能も生かした全体的な組織機構の改革についてのご所見をお伺いいたします。

質問の2は、市民相談体制の充実についてであります。具体的には、自殺問題、多重債務問題など市民の苦悩を取り除くセーフティーネットとしての相談体制を早急に整備していただきたいとの願いから質問いたします。

自殺は、個人の問題だけではなく、社会の問題であると位置づけられた自殺対策基本法が昨年10月に施行されました。平成18年度における交通事故死亡者数は、全国で6,352人、これに対し、自殺による死亡者数は3万2,155人、交通事故死の5倍という恐ろしい社会現象となっています。交通死亡事故の撲滅を目指す取り組みは多く見られるものの、自殺対策についてはいまだ不十分であります。

自殺率ワーストワンの秋田県では、自殺予防対策が具体的に行われ、自殺者を減少させる効果が

見られました。特にうつ病対策が極めて有効な自殺予防対策の一つであるとされ、うつ的な状態になっている人の悩みを第三者が聞いて、その人のストレスを発散させる相談ネットワークの充実、市民を巻き込んだ相談活動などの取り組みが自殺者を減少させた具体的な数値となってあらわれております。

うつ病は、心の風邪とも言われます。だれもがかかる可能性があります。しかし、必ず治せる病でもあります。心の相談体制、自殺予防対策など、複合的な市民相談体制の充実についてご所見をお伺いいたします。

質問の3は、療育支援事業についてお伺いいたします。現在乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条の規定により、市町村が乳幼児に対して行っています。健康診査実施の対象年齢はゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前健診、初等教育に就学する直前の11月30日までに行うこととなっています。3歳児健診から就学前健診までのこの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っています。発達障害は、早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になりますと、健診で発見することができるのですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われております。発達障害は、対応が出来ますと、それだけ症状が進み、また就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、その対策を講ずることなく子供の就学を迎えるために状況を悪化させてしまっているという現状があります。

厚生労働省によりますと、平成18年度研究報告書では、鳥取県の5歳児健診で9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されましたが、3歳児健診では何らの発達上の問題も指摘されませんでした。

報告書の結論として、現行の健診体制では十分に対応できないとしています。5歳児健診を行うことにより、必要に応じ、指導、療育を行うなど、保護者と子供さんにとってよりよい方向に進めると考えます。財政的に大変厳しい状況下であることは承知しておりますが、将来ある多くの子供たちのため、5歳児健診の導入についてご所見をお伺いいたします。

質問の4は、選挙の投票率向上の取り組みについてお伺いいたします。本年は、国政選挙と地方選挙が重なり、春から県議会議員選挙に始まり、秋の市議会議員選挙まで5回になりました。国政選挙、地方選挙を問わず、有権者の選挙離れが続く中で投票率をいかにアップさせるかは全国的な課題であり、本市も例外ではありません。

選挙は、市民の政治参加の第一歩であります。投票率は有権者の政治に対する関心度、期待度を示すものであり、投票率アップへ粘り強く取り組んでいかなければなりません。

そこで、今後の投票率向上に向けた具体的な施策についてお伺いいたします。

その1としまして、若年層に対する投票率アップの施策についてであります。全国的に20代の棄権が投票率を大きく引き下げる結果であります。本市の若年層に絞った対策は、成人式におけるPRのみであると思っております。全国の各選挙管理委員会は、若年層の投票率アップのため、呼びかけるだけではなく、知恵を出し、いろいろな対策を行っています。さきの参議院選挙で埼玉県八潮市では、友人を投票に誘ってもらおうという考えで、選挙立会人63人のうち17人、27%ですが、20代の男女から選任しています。

神奈川県選管では、ファミリーレストランチェーンのガストと提携し、テーブルマットを使った方法を新たにスタート、県内65店舗で若者や深夜族にアピール、福島県選管でも、若者がよく利用

するコンビニエンスストアに着目し、啓発ポスターの掲示、福井市は、幼児を持つ政治的関心の薄い若夫婦を投票所に向かわせるために市内の園児8,690人に投票用の塗り絵を2種類の中からどちらか好きなほうに丸印をつけ、自分の名前、住所を書いて投票所入り口に設けた子供投票箱で投票してもらいました。夏の参議院選挙には、約1,800点集まり、抽せんで記念品のクレパスを贈呈し、作品は市民ホールに展示しています。

また、若い方の意見として、投票所の雰囲気がかた苦しい、静か過ぎて緊張する、入ると一斉に見られるなどの声が聞かれます。埼玉県草加市や大宮市では、投票所すべてにBGMを流して好評とのこととあります。

以上、若者に対する投票率アップのための具体的な施策を実行している自治体の例について紹介いたしました。ご所見をお伺いいたします。

その2は、期日前投票の利便性についてお伺いいたします。本市におきましては、期日前投票をされる方は、その都度投票場所である選挙管理委員会前の廊下に設置してある申請書を書いてからの受け付けとなっています。私も体験いたしましたが、7月参議院議員選挙と市長選挙が重なったときの混雑は大変でした。皆さんから改善できないのかとの厳しい声が聞かれています。

そこでお伺いいたしますが、青森市では1枚のはがきに家族3人分、投票所入場券として不在者期日前投票宣誓書兼請求書の郵便送付を行っています。本市におきましても、市民の皆さんが気軽に期日前投票を利用できる青森市のような投票所入場券にさせていただきたくご所見をお伺いいたします。

以上、4項目について質問いたします。市長並びに理事者の皆様には前向きなご答弁をお願いいたします。壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

本市の組織機構について、信頼される行政、信頼される市役所を築くために本庁舎、分庁舎機能を生かした全体的な改革をどのようにするのかとこのこととありますが、本市は厳しい財政状況にあって、人、物、予算といった限られた行政資源を有効に活用することを求められてきています。

そうした中で、従来にも増して行政資源の配分をより市民のニーズの高いものにシフトさせ、重点的に活用していくことによって、市民の皆様の満足度を最大限高められるような行政運営を行う必要があると認識しております。その市民のニーズをただちに受けとめることができる最も身近な現場の組織を市政における最先端組織と位置づけ、その組織を一層生かすことによって多種多様な市民の声にこたえるためにも創意工夫を懲らした行政サービスを迅速かつ柔軟に提供できる体制へ改善していきたいと考えております。

このことは、鎌田議員のご質問の中にありました最少の経費で最大の効果を上げなければならないという地方自治運営の基本原則からいささかも外れるものではないと考えますし、今後は本市の行政運営のあり方を「市民第一主義」、「使命・目的の重視」、「成果重視」等の行政経営という観点から検討を加え、本市の組織機構という骨格部分、そしてその中で実際に職務に従事する職員の意識のあり方までを含め、段階的に見直しをしていく考えであります。

繰り返しになりますが、日々の行政を支えるのは、言うまでもなく地域の実情や市民要望をつぶさに知り得る個々の職員であります。現場の職員が市政の最先端で地域の実情や市民の意向を敏感に感じ取り、現場から自由な発想を生かしたサービスを提供することは、市民との信頼関係の構築

につながり、ひいては仕事に対する誇りや熱意、目的意識を持つことにより個々の能力を最大限発揮させ、日々の仕事に効率性や有効性を生み出す原動力になるとも考えております。

ただ、ここで気をつけてほしいと思っていることは、人は往々にして旧来の考え方を物事の判断基準に据える性癖を持っております。それを全部否定するものではありませんが、旧来の考え方に固執することによる弊害を招かないよう絶えず自制していかなければならないと思います。その努力の積み重ねが鎌田議員が言われる信頼される組織に結びついていくものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、市民相談体制の充実についてのご質問にお答えいたします。初めに、現状における市民相談体制について若干ご説明させていただきますが、市では市民の皆様からのさまざまな相談をお受けする基本的な窓口として、市役所本庁舎及び各庁舎において、市民相談室を設け、本庁と各庁舎が連携して市民相談に当たっているところであります。また、議員ご承知のように、行政の守備範囲は広く、かつ専門的な分野に及ぶものがあることから、法律相談室等を定期的あるいは必要に応じて開設し、対応しているところであります。

そして、また相談内容が多種多様でありますので、内容によっては人目を避けたいという実情も踏まえながら、相談者の立場に立って親身に相談に応じる必要もあることから、各部署が、例えば健康に関する相談につきましては保健師を介して健康推進課が担当するとか、税金の問題は税務課、子育てや家庭問題、ドメスティック・バイオレンスなどは児童家庭課が担当するなど、各部署がそれぞれ直接相談に応じ、場合によっては相談者の都合に合わせて外に出かけて対応するなど、臨機応変に対応しているところであります。

議員が特にご指摘されております自殺の問題に

つきましては、市民相談室に訪れた方には、その内容に応じて専門の担当職員を同席させたり、また担当課に案内して相談に応じているほか、法務局むつ支局における人権擁護委員によります人権相談所の開設等専門機関との連携による事業も実施しております。

また、健康推進課におきましては、自殺の要因が健康上の問題、経済的な問題、家庭の問題などにより心理的に追い込まれて発生するケースが多いことから、心の健康づくりとして、いきいき健康づくり講演会を開催したり、自殺の大きな原因の一つでありますうつ病に関する啓発や自殺予防「いのちの電話」など、心の相談機関を紹介するチラシを市内全世帯に配布する計画など、市民の相談に応じる一方で、予防対策にも種々努力しているところであります。

いずれにいたしましても、悩みや苦しみを抱える市民が市役所に限らず各専門機関、専門員に気軽に相談に駆け込める体制づくりが大事であります。同時にどのような相談業務を、いつ、どこで実施しているのかという市民の皆様に対するPRの強化が必要であると考えております。そして、相談に当たっては、相談者の意に沿った懇切丁寧で適切な対応が確保できるような人材の育成と横の連携を密にした体制を整え、仮にも相談者のたらい回しのないようなしっかりとした相談体制の構築が必要であると考えております。この点におきましても、新年度の組織機構の改革に際して広報広聴機能充実の一環として鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、療育支援事業における5歳児健診の導入についてお答えいたします。母子保健法では、1歳6カ月児と3歳児の乳幼児健診が義務づけられており、10カ月児、2歳児、5歳児の健診については各自治体の裁量に任されているところであり

ます。

これらの各健診においては、それぞれの年齢に応じた重要なチェックポイントがあり、子供の反応を見逃してはならない大事な乳幼時期の健診であります。

成長や発達という言葉は、何気なく用いられておりますが、その中にはさまざまな要素が含まれており、子供たちにとって成長というときは、身体の成長を意味し、発達というときには運動発達、精神発達、社会性の発達などの機能的な側面が強調されているようであります。このような年齢における発達度のチェックを市ではむつ下北医師会のご協力のもと、10カ月児から1歳6カ月児、2歳児、3歳児までの健診を1年間に63回実施しております。このほかに乳幼児予防接種を含む76回、合計139回を平日小児科医の先生方に日程調整をさせていただき、事業を実施しているところであります。

合併後は、3歳児健診を大畑地区、むつ地区と合同実施するなど、医師の負担を幾らかでも軽減することに努めておりますが、やはりサービスの低下ではないかという声も聞こえてきております。しかし、小児科医師が足りない今の状況において、過重労働を避け、医療環境や過酷な医師の労働環境を改善していくということを考慮しなければ、協力体制をとってもらえないということもご理解を賜りたいと思います。

5歳児健診については、鎌田議員ご発言のとおり、発達度が急進する3歳児から就学時前までも健診がないということは、期間の開き過ぎとだれしも思うところとを考えます。5歳児健診は、生活習慣を問診することにより、親の育児不安はもとより、注意欠陥・多動性障害、アスペルガー症候群など軽度発達障害、学校や社会での不適応に対して早期対応につながる可能性を秘めており、近年全国の自治体で導入の動きが広がっているところ

であります。

子供たちの健やかな発達を見守ることは、健診も含めて子育て支援にかかわるすべての人にとって共通の願いでありますし、私自身「こどもは地域のたからもの」という立場から、子供たちにとって幸せな未来が開けるように議員の貴重なご発言を重く受けとめ、医療関係機関のご意見をお伺いしながら、実施できるように努力してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

4点目の選挙の投票率向上につきましては、選挙管理委員会からご答弁申し上げます。

○議長（村中徹也） 選挙管理委員会委員長。

（佐々木鉄郎選挙管理委員会委員長  
登壇）

○選挙管理委員会委員長（佐々木鉄郎） 鎌田議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問の第1点目は、若年層に対する施策についてでございますが、鎌田議員がご指摘のとおり、国政及び地方選挙、いずれの選挙におきましても投票率は一時的な上昇は見られますが、全体的に低下もしくは横ばいの状態であります。

むつ市議会議員選挙を例にとりましても、平成3年の選挙では81.08%でありました投票率が、本年の9月30日執行の選挙においては67.91%まで低下しております。このような投票率低下の要因として、若者の政治離れ、政治的無関心が叫ばれて久しいところでありますが、この傾向は本市においても顕著であり、今回の市議会議員選挙において、むつ選挙区の標準的な投票所の投票率を年代別に集計した結果、20歳代の投票率は46.42%にとどまり、60歳代の88.75%に比べて40ポイント以上も下回っている状況であります。

このことから、選挙管理委員会といたしましても、若年層の投票率向上のため、長年にわたり成人式における啓発等を行っております。さらに、今年の参議院議員選挙におきましても、新しく有

権者となりました皆さんに選挙啓発用の冊子を  
送付して啓発に努めておるところであります、  
その効果は見られておりません。

議員お尋ねの若年層に対する投票率アップのた  
めの具体的な施策についてであります、議員か  
らご紹介のありました事例のうち、投票立会人の  
若者の起用と幼児の塗り絵については、似たよう  
な内容で脇野沢地区において既に実施しているこ  
とから、問題点等の検討をしながら、全地区を対  
象に実施していきたいと思っております。

また、啓発活動をするうえでどうすれば政治に  
関心を持ち、投票に来てくれるのか、議員ご指摘  
の投票所の環境整備も含め、いろいろな事例を参  
考に検討してまいりたいと考えております。

次に、期日前投票の利便性についてございま  
すが、7月の市長選挙と参議院議員選挙の期間が  
重なったことにより、本庁舎の期日前投票所を2  
カ所に分けて対応いたしました、市長選挙投票  
日前日の7月14日には延べ2,848人が投票して  
おり、これまでの1日当たりの最多の投票者数で  
ありまして、想定外の人数でありました。

有権者の皆様には、長時間待っていただくこと  
になりましたことをこの場をおかりして深くおわ  
びを申し上げます。

しかし、その後に行われました市議会議員選挙  
におきましては、期日前投票システムを導入、運  
用を開始しましたところ、期日中1日当たり最多  
で1,572人が投票を行いました、ほとんどの方  
は、余り待つことはなく、投票を済ませておりま  
す。今後期日前投票が周知されることにより、投  
票する方々がふえましても、十分対応できるもの  
と考えております。

また、青森市の事例のように投票所入場券に不  
在者投票宣誓書兼請求書を組み込むことはできな  
いかとのご質問でございますが、期日前投票の希  
望者が自宅で記入できるという利便性を考えれ

ば、大変有効な手段であると考えますが、現在の  
入場券でも高齢者の方々からは、字が小さいとい  
う苦情もございますので、投票入場券のレイアウト  
等を考慮しながら、前向きに検討してまいりたい  
と考えておりますので、どうかご理解を賜りたい  
と思っております。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（鎌田ちよ子） 4項目に対し、丁寧なご答  
弁をいただきありがとうございます。それでは、  
意見、要望も含め、再質問とさせていただきます。

市民相談に対しましてですが、昨日の夕刊、皆  
様もごらんになられたと思いますが、「県消費生  
活センターの4月から9月の相談件数が970件」  
という見出しでありました。このような問題の中  
からもこの多重債務問題は自殺、夜逃げ、離婚、  
犯罪に結びつく要因の一つであります。また、多  
重債務は、個人の問題であるにとらえるか、それ  
とも行政が積極的に市民を守るセーフティーネッ  
トとして健全な生活に立ち直らせるトランポリン  
的な役割を果たせるかどうか、市としての積極的  
な取り組みが望まれます。

昨年12月の貸金業法の改正を受け、新たな多重  
債務者発生に対しましては、一定の歯どめがかか  
りましたが、200万人を超えるという既存の多重  
債務者対策に地域に密着した相談支援体制が急務  
であると思っております。

NHKの番組で見ましたが、多重債務対策に取り  
組んでいる鹿児島県奄美市の市民生活相談を担  
当している職員の活躍が報道されました。担当者  
の方は、親身になって借り入れ先や借金の残高、  
収入や家族構成など、生活状況まで聞き取りなが  
ら、必ず解決できる道があると懇切丁寧にアドバ  
イスしている姿に感動いたしました。

厚生労働省では、本年度から多重債務者相談モ  
デル事業を立ち上げ、国保滞納者が負っている消  
費者金融などからの債務を利息制限法に引き直

し、過払い分を回収し、国保の滞納金に充てる事業をスタートさせました。国保や地方税に限らず市営住宅の家賃滞納者、また保育料や給食費の滞納者に多重債務者が潜在しているとも思われま  
す。徴収する職員は、滞納者に督促を命ずるばかりではなく、多重債務状態に陥っていないかどうかにも気配りしていただき、相談ということできめ細かな対応をとることにより滞納者の生活が改善されると思われま

す。市といたしましても、これによりまして、滞納金を徴収できるような体制になるのではないかと  
思われますので、このことに関しても前向きな対応方をよろしくお願いいたします。要望としておき  
ます。

また、市民サービスの向上策についてであります  
が、皆さんもご承知のドラッグストアのマツモトキヨシの創業者であります故松本清氏は、松戸市長の職にあったときに、市役所とは市民のお役に立つところと訴え続けて市民サービスに徹し抜いた市長さんでありました。松本市長が考え出した市民サービス策として有名なのが「すぐやる課」  
であります。これは、全国に大きな波動を呼び起こしました。行政の縦割りに関しまして、自分の  
思いを述べさせていただきますが、市民相談で来られた方のお話の中では、「これはうちではない、これは県の仕事です」とか、「これは国が決めたことですよ、国に聞いてください」とか、「私  
たちにはわかりません」などと言われたその言葉が皆さんはとても悲しいと訴えられました。市役所  
の中にも私もこの4年間大変いろいろなことでご相談の中でお世話になり、お力をおかりしてき  
ました。有能な方もたくさんおられることも承知しております。ですが、市民に対しては懇切丁寧  
に対応していただきたいということを再度お願いしたいと思います。また、私自身も常に自分に言  
い聞かせ、初心忘れず精進していきたいと決意して

います。

市民がいつでも安心して相談できる体制づくりとして、各課の窓口にはトータルで対応できるベテランの職員を配置し、職員側からの優しい声  
がけで明るい窓口対応の実現にぜひ努力していただけないでしょうかということ、もしできましたら市長の所見をお伺いいたします。先ほどたらい回しということは絶対ないということも市長からご答弁いただきましたが、再度よろしくお願  
いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど本市の組織機構についてということで、鎌田議員が信頼される行政、信頼される市役所を築くためにどのような考えを持っているのかというふうなお尋ねがござい  
まして、壇上でお話をしたことは、鎌田議員に対するお答えでもあります。これは、職員全員に対する私の気持ちの心情の吐露でもあります。そういう意味からして、先ほど壇上でお話をいたしましたように、決して市役所の相談に来た方々にはたらい回しをしてはいけ  
ないし、さらに信頼される市役所でなければいけないと。これは、改めて職員への訓辞の際にもお話をしましたけれども、きょうまた年末のこの時期でございます。この私の答弁を職員すべてが多分聞いておるとい  
うふうなことで、自ら自制をし、そして新しい年に向かってこれを一つ一つ点検していくという意味合いも  
ありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

さらに、松戸市の「すぐやる課」というお話がございました。私も今秘書課を拡充するという気持ちを持っておりまして、広報広聴機能と秘書課を統一して、そしてただちに市民の声を吸い上げるとい  
うふうな組織づくりに今進んでいるところであります。

実は昨日から職員1台ずつのパソコンが配置され、メール環境が整いました。そして、掲示板の

環境も整いました。その中で、実は昨日この一般質問のヒアリングがありましたときに、この鎌田議員に対する答弁、これまさしく行政のあるべき姿であるというふうなことで、前段お話をしましたように、鎌田議員へのご答弁でもありますし、職員に対する喚起でもあるというふうなことで、これを全職員にメールで発信をしたいと。それによってしっかりと鎌田議員、また市民の皆様方にこたえることができる行政サービスができるのではないかなと、こういうふうに思います。

最少の経費で最大の効果、私は最少の経費で最大のサービスを行うことが行政のあり方であると、このように考えておりますし、私も「すぐやる課」ということは、課としては設置はできないかと思えますけれども、その気持ちは十分果たしていきたいと。そのような対応を今私自身がとっておりますので、職員それぞれの部、課がただちに対応できる、その意識の向上にも取り組んでいきたいと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（鎌田ちよ子） ただいま市長から答弁いただきました。職員の皆様には1台ずつのパソコンがということで、私も市長のブログを楽しみにしている一人ではありますが、議長の4年間と市長になられましてからは、公務もお忙しいと見え、ブログの書き込みが少なくなりましたことに寂しい思いをしております。ブログも更新していただけるようよろしくお願いいたします。

自分も市長の手腕に大変期待しているところがあります。皆様にもぜひ頑張ってください、よりよいむつ市、むつ市に生まれてよかったと子供たちに思われるような、そういうむつ市づくりをしていきたいと思っております。

続いて要望であります。5歳児健診に関しましては、実施できるよう前向きにというお話があ

りました。私自身、全国的にまた青森県としましても、小児科の医師不足のことはよく承知しております。ですが、5歳児健診ということに對しまして、私は平成17年9月定例会の質問を目前に仙台市の発達相談支援センター「アーチル」を視察しています。こちらは、旧泉市庁舎全体がセンターとして使われ、医師、保健師、保育士、教師、ケースワーカー、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がチームプレーで個々のプログラムに沿った指導、またこれは東北大学医学部が全面的なバックアップをされておりました。このようなすばらしい仙台市でなければいけないところがありますが、むつ市はむつ市としてのできることを子供たちにしていただきたい、そう思っている一人であります。

3歳児健診で先ほども申し上げましたが、多動や注意力散漫、そして集団のかかわり方など、集団適応状況がまだはっきりこうだと言い切る状態ではなく、この健診ではまだもう少し様子を見たほうが良いという観点から、何も言われずにいたものが、就学前健診で、「お子さんは、養護学校か特殊学級で」と言われます。そのときのご両親のショックは大変なものがあります。

5歳児は、脳の発達に伴い、幼児期前半では判断できなかった異常を把握するうえで大変重要な時期であります。むつ市は、マンパワーが不足して大変な状況であるのは承知しておりますが、今手を差し伸べてあげなければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、質問の4に對しましては、選挙管理委員会委員長から旧脇野沢村でこのような対応がされているということをお聞きいたしました。新むつ市におきましても、投票率アップにご尽力いただき、ぜひ若い方も、そしてお年寄りまで、また障害者も皆様がこの投票に参加されるような体制づくりをしていただきたいということをお

要望しまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（村中徹也） 5番高田正俊議員。

（5番 高田正俊議員登壇）

○5番（高田正俊） 貴重な時間を申しわけありません。

ただいま鎌田議員の一般質問が終わりましたので、議事進行をかせさせていただきます。

実は、鎌田議員の一般質問は、質問の本論に入る前に、9月の市議会議員選挙の当選御礼の発言をされておるわけでありまして、これは、本会議場で、しかも一般質問の場をかりて行うということはルール違反でありまして、とても認められるものではございません。したがって、もしこのようなことがあるとすれば、この後一般質問をされる方々すべてそういう当選御礼の発言をしても差し支えないということになります。これは、ルール違反でありますから、議長において善処されるように要望いたします。

以上です。

○議長（村中徹也） ただいま高田正俊議員より鎌田ちよ子議員の一般質問において、その発言に対し、不適當な箇所があるのではないかという指摘でございます。議長といたしましては、テープ、速記等を起こし、精査をし、後に議会運営委員会に諮りたいと思います。

高田正俊議員、これでよろしいですか。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（村中徹也） そのように処理をいたします。

日程第4 条例制定請求代表者が意見を述べる日時、場所及び人数の決定

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例を議題といたします。

この際、議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例の審議に当たっては、地方自治法第74条第4項の規定により、議会は請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないことになっております。なお、同法施行令第98条の2第1項の規定により、議会はその日時及び場所を通知し、また第2項の規定により請求代表者が複数でありますので、意見を述べる請求代表者の数を定めることになっております。

お諮りいたします。請求代表者に意見を述べさせる日時及び場所は、12月18日火曜日の午前10時、下北文化会館展示ホールで開催いたしますむつ市議会第194回定例会本会議の場とし、また意見を述べさせる請求代表者の数を1人としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、請求代表者に意見を述べさせる日時及び場所は、12月18日火曜日の午前10時、下北文化会館展示ホールで開催いたしますむつ市議会第194回定例会本会議の場とし、また意見を述べさせる請求代表者の数を1人とすることに決定いたしました。

日程第5 議案質疑、委員会付託

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第104号 工事請負契約についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
産業経済常任委員会に付託いたします。

### 散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わ  
りました。

なお、明12月14日は横垣成年議員、川端一義議  
員、新谷泰造議員、工藤孝夫議員、富岡幸夫議員  
の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前10時57分 散会

### 議席表

3番 新谷泰造議員

5番 高田正俊議員